

平成23年8月29日(月)

# 学習会・懇親会を開催

さらに野方洋介弁護士が弁護団に加わりました！

「竹ん子の会」と弁護士の先生方との信頼を深め、また裁判についての理解を深めるために学習会及び懇親会を開催しました。56名の参加があり、参加者から特別会費2,500円を徴収し、残金は会へ計上しました。

## 【板井俊介弁護士の話】

○ 住民訴訟について  
住民監査請求をした件について裁判所に訴えることができる。

水俣病の裁判は住民訴訟ではない。一人ひとりの権利を訴えた裁判。

○ 今回の町側弁護士について  
二人の弁護士が440万円で雇われた。現時点で、山本氏個人の弁護士はたてていない。山本氏と町は対立の構図があるのに、町側弁護士が山本氏個人を擁護するのはおかしい。



## 【橋本弁護士の話】

裁判所に住民の熱意を伝えるためにも、1人でも多く傍聴に行き、関心をもってもらうことが大切。

## 【野方弁護士】

一生懸命頑張りますのでよろしくお願いします。

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える

## ご支援のお願い！

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

(振込先)【〒はるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会】

※はるる口座をお持ちの方は、ATMを利用してはるる口座から振込みされますと手数料は無料です。

詳しいお問い合わせは、会事務局 電話:090-4473-7798 住所:御船町御船1033-2まで。

# 竹ん子の会 ニュースレター

みふね  
御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第4号



竹ん子の会 会長 吉井博  
電話 090-4473-7798

# 裁判いよいよ始まる！

9月9日(金)第1回公判が行われました。原告・支援者66名が傍聴に行きました。

## 門前集会

熊本地方裁判所の前には、マスコミ関係の方が来られていて、緊張の中で始まりました。みんなで、横断幕とこのぼりを持ち、吉井代表のあいさつとがんばろうコールに続いて全員で氣勢を上げました。



## 裁判

101法廷の傍聴席が50席くらいなので裁判所の配慮により、原告人席(10席)にも座ることができました。裁判が始まる16時になり、裁判長の入廷と共に全員起立、いよいよ裁判が始まりました。

被告席には、町側弁護士二人と指定代理人の町役場職員が4人。最初、板井弁護士の意見陳述があり、その後、裁判長から資料の提出を求められました。その間わずか15~20分。短い時間でしたが、緊張の時間でした。

## 報告会

(京町会館にて)



公判後、京町会館に場所を移し、弁護士の先生から、裁判の内容を分かりやすく説明して頂きました。

※ 町側が求めた「却下」と「棄却」の違い  
却下 裁判の要件に合わず、門前払い  
棄却 裁判所で審理の結果、認められない

### ※ 今日の論点

答弁書では、被告(町)は、国へ約3億円返還した手続きに関してのみ裁判した

い意向だが、私たち住民としては、会社へ支出した補助金2億9,279万3,000円についての不当性を主張していきたい。

**第二回公判は、平成23年11月18日(金)午前10時の予定です。**



# 第一回公判住民説明会を開催

9月17日(土)午後7時から、御船カルチャーセンター視聴覚室で、9月9日(金)の公判の内容について説明会を開きました。

裁判に参加できなかった方々に、当日の様子を含め内容をお伝えできればと思い企画しました。

当日は板井弁護士と野方弁護士に出席していただき、第一回公判の内容について詳しく説明がありました。また、住民の皆様からも積極的な質問や意見がでて、大変有意義な時間になりました。

## 板井弁護士からの説明

町側は、「会社(御船竹資源開発株式会社)に対して補助金を支払ったのは1年以上前だから住民訴訟の期限が切れており、会社に対して補助金を支払った不当性については争う事が出来ない。今回の裁判では、あくまで国に対してお金を返した行為のみが裁判の対象だ」と主張しています。

つまり、「今回の竹バイオマス問題の本質である《町長が会社に対して不当に補助金を支出したかどうか》については審理をせず門前払い(却下もしくは棄却)してほしい」と主張しているのです。



住民

会社に対して二回に分けて補助金が支払われました。二回目の約1億円に対しては住民監査請求をしましたが、その時点では国に対して補助金を返しておらず、実害が発生していないことから棄却となりました。もし一回目に支払われた2億円に対して住民監査請求をしていたとしても同じ結果となったでしょう。

国に約3億円を返して初めて町に実害が生じました。そこで、私たちは3億円に対して住民監査請求をしました。監査委員の答えは町長の過失を認めるものでしたが、町長はそれを認めませんでした。そこで責任の所在を明らかにするために裁判所に判断を求めました。町執行部の主張を聞いていると、町が会社に約3億円を支払った経緯を法廷で争いたくないように思えてなりません。

※住民監査請求…税金の使われ方がおかしいときに、町の監査委員に調査をお願いする制度です。

※住民訴訟……住民監査請求したことについて裁判所に訴えることができる制度です。

## ＜説明会での意見から＞

- ・ 「御船竹資源開発は優良企業である」と書いて国に申請しているのはおかしいと思う。
- ・ 商品が売れるかどうかについてきちんと調査していないのが第1の問題。日本政策金融公庫がお金を出さなかったときも、採算が合わないというのが理由にあがっていた。

# 第一回公判



住民 弁護士

町長である山本孝二氏は、十分な審査、指導をせず、会社に3億円の補助金を不当に支払いました。町は山本孝二氏に対して3億円を請求するように命令してください。



## 裁判所



山本孝二町長  
町の弁護士

今回の住民訴訟では3億円を国に返した手続きに関してのみ争うべきです。会社に3億円の補助金を支払った時の不当性を争うのは、住民訴訟の期限切れです。(却下を主張)  
また、会社に対して補助金を支払った事も、不当ではありません。(棄却を主張)

# 今後



住民 弁護士

3億円を国に返すことになったのは、会社が事業を行うこともできずに頓挫したからです。会社に対してお金を出したことを議論しなければ始まりません。



## 裁判所



山本孝二町長  
町の弁護士

3億円を国に返した事が問題なんではしょう？  
でも、農水省から返還命令がくれば年利10.95%の利子がつくから、自主返還したのは、正しい手続きでした。